

労働保険の加入はお済みですか？

接骨院もアルバイトの子、パートさんを含む労働者を雇っていれば、労働保険に加入する義務があるのです。意外と知らない労働保険について調べてみました。参考にしてください。

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」）と雇用保険（一般に「失業保険」）とを総称した言葉です。労働保険は労働者を一人でも雇っていれば適用事業所となり、必ず労働保険に加入しなければなりません。

労災保険

★ 目的

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

★ 労働者の取扱い

パートタイマー、アルバイトをふくむ事業に使用される者で賃金を支払われる者すべてが対照となります。

(注) 経営者と、生計を同一にする親族は労働保険の対象になりません

★ 保険料

労災保険は労働者に支払う賃金の総額に労災保険率をかけることで算出されます。全額事業主負担です。

$$\text{労働者に支払う賃金の総額} \times \frac{\text{労災保険率}}{1000} \quad (\text{接骨院の場合})$$

(例：3人のパートさんに300万円の場合)

$$300\text{万円} \times \frac{5}{1000} = 15000\text{円}$$

★ 申し込み

各事業所所在地を管轄する労働基準監督署へ申告してください。

持物：事業所印、前年の賃金を証明する書類

★ 未手続事業に対する費用徴収制度（労災発生時未加入者救済のための制度）

事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合は、事業主からさかのぼり労働保険を徴収するほかに労災給付に要した費用の一部を徴収することになります。

★ 特別加入制度（事業主加入のための制度）

中小事業主等に該当する方で、その業務の実情、災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して任意加入を認めているのが特別加入制度です。労働保険事務組合に事務委託が条件となる。

◎ 接骨院での注意点

事業主の仕事上の負傷について注意すべき点があります。

労災保険：事業主は仕事であっても対象外である。

社会保険：①従業員5人以下の事業主の場合、保険給付の対象となる。

②5人以上の事業主の場合は対象外となり、自費での治療となる。

雇用保険

★ 目的

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び工場その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

★ 労働者の取扱い

① 1週間の所定労働時間が20時間以上

② 雇用見込みが1年以上

で、かつ労働時間、賃金、その他の労働条件が明確に定められている労働者が対象となります。

★ 保険料

雇用保険は労働者に支払う賃金の総額に雇用保険率をかけることで算出されます。

雇用保険は、事業主と労働者双方で負担することになっています。

$$\text{労働者に支払う賃金の総額} \times \frac{\text{雇用保険率}}{1000} \quad (\text{接骨院の場合})$$

$$\text{事業主負担率} \frac{10.5}{1000} \quad \text{被保険者負担率} \frac{7}{1000}$$

(例：3人のパートさんに300万円の場合)

$$300\text{万円} \times \frac{17.5}{1000} = 52500\text{円}$$

(事業主 31500円 被保険者 21000円)

2. 業務上疾病発生状況の推移

